

平成26年第3回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成26年5月29日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成26年6月3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 宇治徳 庚
 - 2番 成瀬 恵津子
 - 3番 根橋 俊夫
 - 4番 三堀 善業
 - 5番 岩田 清
 - 6番 矢ヶ崎 紀男
 - 7番 熊谷 久司
 - 8番 永原 良子
 - 9番 堀内 武男
 - 10番 船木 善司
 - 11番 中谷 道文
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 宮下 敏夫
 - 14番 篠平 良平
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成25年度辰野町一般会計補正予算(第10号)
 - 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
 - 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
 - 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
専決第7号 平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
専決第8号 平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
専決第9号 平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
専決第10号 平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
専決第11号 平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
専決第12号 平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
専決第13号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
専決第14号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
専決第15号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第21 議案第19号 平成26年度辰野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第20号 平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)

- 日程第23 議案第21号 平成26から27年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設
工事委託に関する協定について
- 日程第24 議案第22号 両小野国保病院組合規約の一部変更について
- 日程第25 議案第23号 辰野町道路線の認定について
- 日程第26 議案第24号 辰野町道路線の変更について
- 日程第27 議案第25号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第28 地方自治法施行令第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項、地方自治
法第243条の3第2項の規定及び地方自治法第180条の規定による報告事項
報告第1号 平成25年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第2号 平成25年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書
報告第3号 平成25年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成26年度辰野
町土地開発公社事業計画書の提出について
報告第4号 専決処分の報告について

日程第21 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	建設課長	漆 戸 芳 樹
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
水道課長	小 野 耕 一	会計管理者	宮 原 修 二
教育次長	百 瀬 辰 夫	辰野病院事務長	赤 羽 博
消防署長	林 国 久	社会福祉協議会事務局長	守 屋 英 彦
保健福祉課福祉専門課長	河 手 潤 子		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第4番	三 堀 善 業
議席 第5番	岩 田 清

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。爽やかな初夏の日差しの中に野山の新緑も一段と深みを増し、咲きほこる花菖蒲の合間を吹き抜ける風に、自然の息吹を感じるころとなりました。ゴールデンウィーク明けから雨も少なく、夏を思わせる暑い日が続き、ここ数日は季節はずれの猛暑となり辰野町では昨日、午前11時時点で30.9度、午後3時には32.6度を記録しました。くれぐれも熱中症にご注意いただきたいと思います。先日、議会活性化の一環として開催しましたスキルアップ講演会に課長初め職員の皆さんに参加いただき、盛会に講演会、議会報告会ができましたことに感謝申し上げます。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回辰野町議会定例会を開会いたします。ここで新任課長の挨拶をうけます。

○建設水道課水道課長（小野）

建設水道課、水道課長の小野耕一と申します。出身は小野です。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

続いて、異動された課長より挨拶を受けます。

○保健福祉課福祉専門課長（河手）

4月1日の人事異動で保健福祉課福祉専門課長を拝命いたしました河手潤子と申します。よろしく願いいたします。

○議 長

続いて、新規採用職員の紹介をいたします。

（新規採用職員 入場 礼）

○塚 間

4月1日付けで住民税務課に配属となりました、塚間裕太です。よろしく願いいたします。

○伊 澤

おはようございます。4月1日より産業振興課に配属となりました井澤優矢と申します。よろしく願いいたします。

○西 沢

おはようございます。4月1日付けで辰野町教育委員会に配属となりました西沢倫彦と申します。よろしくお願ひいたします。

○牧

おはようございます。4月1日より保健福祉課に配属となりました牧陽子と申します。よろしくお願ひいたします。

(礼)

○議 長

ご苦労さまでした。

(新規採用職員 退場)

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第3回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ議員各位には時節柄ご多用のところご出席を賜り、感謝を申し上げます。

日銀松本支店が県内金融経済動向を発表し、総括判断は「緩やかに回復しつつある」とし、消費税増税について「主として住宅投資と個人消費に影響が出ている」としながらも「全体のシナリオを崩すような強いマイナスインパクトという感じではない」と認識を示しております。「個人消費は、百貨店やスーパー、家電販売、自動車販売のいずれも消費税率引き上げ前の駆け込み需要に対する反動が見られ、一番の土台となる雇用・所得環境が徐々に改善しているのが大きな支えになっている」。「住宅投資の落ち込みは予想された範囲内という指摘が多いと思う」と述べ、「自動車など製造業の生産活動に目立った大きな変化はない」としています。また、伊那公共職業安定所の4月の月間有効求人倍率は0.90倍で、前月から0.05ポイント下回り、前年同月では0.26ポイント上回っています。アベノミクスの効果が徐々に現れてきてか、昨年と比較すると一部の業種には回復傾向にあるものの全体的には浸透していない状況にあり、景気回復を確実に実感できる状況には至っておらず、今後の政策と経済全体の早期回復に期待をして

いるところであります。地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20から30代の女性が半分以下に減る自治体が896市区町村に上るとの試算が発表されました。「自治体の運営が厳しくなり、将来消滅する可能性がある」と地域崩壊の危機を指摘。衝撃的なニュースであり、人口減少の流れはどこでも同じ問題ではあるものの、政府も関係省庁一本で取り組む戦略本部を立ち上げるなど国民的な問題として、国も地方もさまざまな取り組みを積み重ねることにより、人口減少の放物線を緩めていかなければならないという思いと同時に私どもへの激励と受け止めているところであります。

県内では今年に入り、実際には対価ほどの価値がない有価証券等の購入代金やギャンブル必勝法の情報提供料等の名目で現金をだまし取る「もうかります詐欺」、投資契約等に関する各種トラブルの示談金や裁判取り下げ費用等の名目で現金をだまし取る「支払え詐欺」、息子や孫などの親族や官公庁職員等を語り、各種トラブルの解決等を口実に現金をだまし取る「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺事件が多発し、連日新聞等に報道されています。4月末現在の認知件数は62件、被害総額は既に4億円を突破しており、このままのペースで発生し続けると、過去最悪の被害額を記録した昨年を大幅に上回る見通しで極めて深刻な状況にあります。このため長野県警および警察、市町村、長野県防犯協会連合会等及び県民が一丸となって、多発する特殊詐欺への警戒力を強化し、被害に歯止めをかけるため、「特殊詐欺非常事態宣言」が発令されました。町においては、昨年4件が認知されていますので、警察、防犯協会連合会と連携を取りながら、特殊詐欺被害を減らすため、被害予防についてのチラシを全戸に配布して被害に会わないよう取り組みを一層強化してまいります。議員各位におかれましても、それぞれの立場で見守りや啓発にご協力いただき、町民生活の安全・安心の確保が図られるようお願い申し上げます。

5月30日には、第1回スキルアップ研修が開催され「道州制について」の研修、第6回議会報告会を開催していただき、豪雪災害についてテーマを設定していただきました。国県道、生活道路、通学路除の除雪体制の整備等について、参加された皆さんと意見交換が行われたことに感謝を申し上げるところであります。梅雨に入れば各地で甚大な被害をもたらす集中豪雨に対する警戒を関係機関に協力をお願い申し上げ、対策を一層強めてまいります。

5月31日には第55回ほたる駅伝大会が開催され、一般と高校、女子の3部門52チームが、辰野駅前をスタートし健脚を競い合いました。この14日には町の最大の観光イベン

トであります第66回のほたる祭りが開幕となります。幼虫の上陸は少雨の影響のためか、6,000匹余の上陸が確認されております。昨年に比べますと上陸数は少ない訳であります。幻想的なホタルの乱舞が見られるものと思われま。天候に恵まれ、多くの皆さんに來町していただき、祭り全体が盛り上がることを期待するものであります。議員各位に置かれましては実行委員のお立場でのお力添えをお願いするところでありま。

さて、新年度がスタートして2箇月を経過いたしました。主な事業の概要・進捗状況につきまして申し上げます。総務課においては、危機管理係を設け、防災対策に取り組むと同時に、消防広域化に伴う消防団関係事務の引継ぎを行い地域防災力の充実強化を図り、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。特に庁舎の耐震補強工事を進めてまいります。工事期間中皆様にはご迷惑・ご不便をお掛けすることとなりますがよろしくお願いたします。まちづくり政策課では第五次総合計画の後期基本計画の策定準備と町内17区において「地域計画」の策定を進めてまいります。また、地域公共交通の充実を図り利用者の拡大に努めてまいります。住民税務課では、子育て世帯臨時特例給付金の支給、小型家電製品の回収やごみの減量化と自然エネルギーの導入等により住みやすい環境づくりを進めてまいります。保健福祉課では、介護予防の推進として中央高畑いきいき交流センター、あさひ世代間交流施設、万五郎介護予防センターの整備等に着手してまいります。また健康長寿の延伸対策として、41歳、51歳、61歳の方を対象に「歯周疾患健診」、病気などでお悩みの方に、電話による「24時間電話健康相談」を5月より開始いたしました。次に建設水道課関係では、町営住宅や一般住宅、上下水道施設の耐震化や長寿命化を進め、都市計画道路などの見直しを図ってまいります。産業振興課においては、新農政改革を町の農政にふさわしい形での取り組み、農作物への鳥獣被害防止対策、農村災害対策整備事業を実施してまいります。また観光事業については、町最大の観光資源であるホタルを保護・育成するため、ホタルの発生する環境を整えてまいります。上伊那北部観光連絡協議会では、第2回目となる「飯田線と天竜まったり散歩」を、この15日辰野駅をスタートし天竜川沿いを歩き、夜はホタルの乱舞を見ていただくウォーキングを実施いたします。本年度から兼務ではありますが、移住定住推進室を設け町民との協働による促進協議会を中心に定住対策を積極的に進めてまいります。教育委員会では、東小学校玄関棟・西小学校小体育館改修工事、小野保育園耐震診断、町民会館空調設備など施設整備を進めてまいります。また学童クラブの公設公営、病児・病後児保育の実施により保育や子育て支援を充実してまいります。以上、各課の事

業の状況を申し上げましたが、それぞれの事業が円滑に執行できますよう、全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも町政運営に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では平成25年度補正予算、一般・特別会計合わせて12件と税条例の一部改正3件であり、他に条例の一部改正3件、平成26年度補正予算2件、人事案件1件等併せて25議案と、報告事項といたしまして、平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書など4件であります。また、追加議案として請負契約について契約手続き中の案件3件を契約手続きが整ったところで提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決下さいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席4番、三堀善業議員、議席5番、岩田清議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（船木）

皆さん、おはようございます。去る5月29日、議会運営委員会を開催し、平成26年第3回辰野町議会6月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月29日、辰野町告示第28号によって辰野町長より6月定例会を、6月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと6月定例会の会期、並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月13日までの11日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成25年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成25年度辰野町一般会計補正予算(第10号)についてを提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方交付税、自動車取得税交付金などの増、町税、地方譲与税などの減、国県支出金などの確定に伴う財源組替、不用額の調整、基金積立金などによります補正総額3億円の増額で、予算総額は87億1,397万6,000円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては、地方交付税、自動車取得税交付金、株式等譲渡所得割交付金などの増額補正、たばこ税、地方譲与税、県支出金などの減額補正であります。歳出につきましては、総務費では防災情報ステーション等整備事業の増額、財政調整基金の積立が主なものであります。民生費では、中央高畑いきいき交流センター整備事業、あさひ世代間交流施設整備事業の増額が主なものであります。衛生費では、福寿苑繰出金の減額、霊園管理基金積立金の増額が主なものであります。農林水産業費では、事業費確定による減額であります。商工費では、ホテル保護育成基金積立金であります。土木費では、除雪補助金による財源組み替え、各事業費の確定に伴う不用額の減額、道路建設基金積立金が主なものであります。教育費はでは事業費確定による減額と財源組換であります。災害復旧費は財源組換が主なものであります。防災情報ステーション等整備事業、中央高畑いきいき交流センター整備事業ほか5事業につきましても、平成26年度への繰り越し手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。歳入においては、滞納整理を強化し滞納繰り越し分の増収を計り、歳出においては経常経費の削減に努めてまいりました。歳入の確定に伴う増収分につきましては今後将来の事業に備え、財政調整基金に積立を行うこととしました。以上のとおり、補正予算の大要を申し上げますが、必要に応じ

て関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田（5番）

37ページですけれども、支出の方なんですけどね、37ページと38ページ2点ありますけれども、1つはですね国民健康保険の特別会計繰出金が1,000万円、1,000十何万円ですか減額になったところで、出産育児一時金、不用減額、それから国保財政安定化支援事業の不用減額、それから一般事務と、これの中身というかなぜこういう形になったのか、このくらいのことはいつでもあるのかどうかちょっとこれをご説明いただきたいと思います。それから、2点目は38ページでございますけれども、聖地の管理費がですね270万円ですか、これ増額になってますけれどもこれについてご説明いただきたいと思います。

○住民税務課長

お答え申し上げます。初めに37ページの国民健康保険事務の関係でございますが、医療費の診療費の実績に伴って不用減額になったものを計上させていただいたということでございます。出産一時金につきましても当初見込みを下回っておりますので、その分を減額させていただきました。出産一時金につきましては25年度実績で10件、これは国民健康保険としての支給でございますけれども、10件が実績でございます。それから聖地管理事業に関しましてですが、増額となっておりますけれども39ページの所をご覧くださいと思います。積立金として304万9,000円計上してございます。これは25年度において新たに、いわゆる契約に至った区画がございましてこれをですね、一般的な経費に充当しながら残ったものについて基金として積立ておりますので、その分が総額として増額になっているものでございます。以上です。

○議長

ほかにございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成25年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第2号、専決第2号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,275万5,000円とするものです。歳出につきまして4ページをご覧ください。内容は下横川簡易水道費につきまして総額は変更ありませんが、原材料費2,000円を不用減額し、償還金利子及び割引料を2,000円増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第3号、専決第3号、平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第2

号) について提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 487 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,319 万 6,000 円とするものです。この補正の主な内容は、小野簡易水道の辰野町上水道への統合による打ち切り決済により、3 月議会で長野県水源開発支援補助金を減額しましたが、県と協議の結果、補助金の収入が見込めることになり本補助金を補正するものです。歳入歳出の主なものをご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。歳入は県支出金の長野県水源開発支援補助金を 472 万円追加しました。9 ページ、10 ページをご覧ください。歳出は総務費の積立金の増額、予備費は 487 万 1,000 円の増額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 3 号、平成25年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 4 号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第 4 号、専決第 4 号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号)について提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 219 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,002 万 1,000 円とするものです。主なものは歳入で使用料の減額、国庫補助金の減額をしております。6 ページをご覧ください。歳入は使用料で下水道使用料を 110 万円減額しました。7 ページをご覧ください。同じく国庫補助金で社会資本整備総

合交付金を110万円減額しました。8ページをご覧ください。同じく財産収入で財政調整基金利子確定により5,000円を増額しました。9ページをご覧ください。歳出は公共下水道費の委託料を220万円不用減額しました。これは施設長寿命化委託料の確定による不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。専決第4号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第5号、専決第5号、平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,106万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,161万9,000円とするものです。この補正の主な内容は塩尻市分の維持管理負担金の確定に伴う負担金の減額と、基金繰入金の減額補正です。歳入歳出の主なものをご説明申し上げます。6ページをご覧ください。歳入は分担金及び負担金で特定環境保全公共下水道費負担金を456万6,000円減額しました。これは処理場維持管理費に充てている塩尻市の負担額が確定したことによる減額です。7ページの使用料及び手数料は下水道使用料の増額。8ページの国庫補助金は社会資本整備総合交付金の減額です。9ページの繰入金につきましては財政調整基金繰入金650万円の減額です。11ページをご覧ください。歳出は特定環境保全公共下水道費の特定環境保全公共下

水道事業費の確定に伴う委託料、工事請負費などの不用減額と財政調整基金積立で合わせて286万7,000円減額しました。また、水処理センター管理費で需用費委託料、工事請負負担金、補助金、補助及び交付金など合わせて820万円減額しました。いずれも不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成25年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、専決第6号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,508万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,832万3,000円とするものであります。内容につきましては6ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては一般被保険者国民健康保険税で療養給付費現年課税分703万3,000円の減額。退職被保険者では医療給付費分、介護給付金分、後期高齢者支援金分で1,260万円を減額いたしました。7ページをご覧ください。国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては負担金の交付決定により2,610万4,000円の減額。高額医療費共同事業負担金は交付決定により65万2,000円の減額。特定健康診査等負担金につきましては実績により24万4,000円の増額となりました。国庫補助金、財政調整交付金は確

定により 6,282 万 5,000 円の増額となりました。高齢者医療制度円滑運営事業補助金は 70歳から75歳の医療費負担が本来 2割であるものを 1割に据え置くための給付者証発行等にかかった費用の補助で12万 6,000 円を増額いたしました。8ページをご覧ください。療養給付費等交付金は実績による交付決定により 411 万 8,000 円増額いたしました。9ページをご覧ください。県負担金の高額医療費共同事業負担金は交付決定により65万 2,000 円の減額。特定健康診査等負担金につきましては実績により45万 7,000 円を増額いたしました。県補助金財政調整交付金につきましても交付決定により、普通調整交付金は 1,016 万 3,000 円の減額となりましたが、特別調整交付金で 1,158 万 6,000 円を増額いたしました。10ページをご覧ください。共同事業交付金は交付決定により高額医療費共同事業交付金は 1,296 万 3,000 円の減額。保険財政共同安定化事業交付金につきましても 2,391 万 8,000 円減額いたしました。11ページをご覧ください。財産収入として基金利子を 6,000 円増額しました。12ページをご覧ください。繰入金でございますが、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定負担金の確定により保険税減税分として 231 万 4,000 円の増額。保険者支援分として30万 8,000 円減額いたしました。一般会計繰入金につきましては、実績により 1,218 万円を減額いたしました。13ページをご覧ください。諸収入のうち、延滞金加算金及び過料は実績により退職被保険者で 6 万 5,000 円を減額いたしました。雑入のうち第三者納付金は退職で 8 万 8,000 円減額いたしました。返納金につきましては、実績によりまして退職で 3 万円を減額いたしました。続きまして歳出14ページをご覧ください。総務管理費は補助金の確定による財源組替でございます。15ページをご覧ください。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費は実績に基づき 2,000 万円減額いたしました。退職被保険者等療養給付費 3,000 万円を減額いたしました。16ページにかけての高額療養費のうち、一般被保険者高額療養費につきましては実績に基づきまして 250 万円を、退職者は 400 万円をそれぞれ減額いたしました。出産一時金は財源組替でございます。17ページをご覧ください。後期高齢者支援金につきましても国庫支出金の減額による財源組替でございます。18ページをご覧ください。介護納付金は国庫支出金の増額確定による財源組替でございます。19ページをご覧ください。共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金、保険財政共同化安定事業拠出金につきまして、また20ページの保険事業費でございますが特定健診事業費についてそれぞれ財源組替をいたしました。21ページをご覧ください。基金積立金でございますが、1,300 万 7,000 円国保支払準備基金に積立ることいたしました。22ページをご覧ください。

さい。諸支出金繰出金につきましては、国の特別調整交付金のうち辰野病院へ1,841万3,000円を繰出したため増額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○堀内（9番）

15ページを確認いただきたいと思います。この中の一般被保険者医療給付金と退職者保険という形でこれは実績だという話の状況ですが、両方合わせると約5,000万円くらいの状況です。ただ、母数になる金額が12億円と15億円くらいありますので比率としては非常に少ない状況かと思いますが、これは確定ということですが、実際的にはやっぱりその医療費が掛からなかったということですよ。そのへんの内容をどう捉えているかっていうことと、あと21ページの所に基金で1,300万円乗ったという形の状況になりますが、総体的に基金はいくらになったのかご確認いただきたいと思います。

○住民税務課長

ただ今、議員ご指摘の療養給付費の関係でございますが、ご指摘のとおり実績で医療費がかからなかったということでございますが、詳細につきましては国保データベース等が本格的な稼働をこれから始めますので、そういったものの分析を行いたいというふうに思っております。それから基金の状況でございますが、基金につきましては24年度の末の決算が4,627万5,000円となっております。今回1,300万円余を積立てますので、およそ4,900万円強の基金残額になろうかと思っております。なお、県の方からのいわゆる地方自治法に基づきます技術的指導の中ではですね、基金保有額につきましては過去3年間の保険給付費の平均額の5%以上となるように努めるようにという助言がございます。これに従いますと約8,000万円の基金が必要かというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長

よろしいですか。

○堀内（9番）

はい。

○住民税務課長

申し訳ございません。先ほどの基金残額でございますが、5,900万円強の額になるとい

うことで訂正させていただきたいと思います。

○議長

ほかにございますか。

○根橋（3番）

今回の補正では保険税の補正ということで約2,000万円減額、特には退職者の方で約1,260万円ということですが、この要因というのはどういうふうに捉えているかっていうのが1点目です。それから最後のページ、辰野病院の繰出金1,841万3,000円ということですが、この内容についてお答えいただきたいと思います。

○住民税務課長

保険税の収入減につきましては、昨年度の議会の中でも見直しについてのご質問がございました、なかなか試算どおりにいかないということを申し上げたかと思います。保険税の税改定のシミュレーションの中でですね、所得額の把握が非常に難しいという中で課税の基礎となる所得額が思うように伸びていなかったというのが大きな要因でございます。これは被保険者の構成がですね、やはり所得の収入の少ない方が増えてきているということが一つの要因かと思います。それから退職者の部分の税収が特に落ちていくわけでございますけれども、これについては後期高齢者医療の方へ移行をできる方が一定程度ございますので、そちらの方への移行が本人についても医療給付の面で有利であるということで、そちらへの移行を進めてきたというのが大きな要因であるかというふうに思っております。辰野病院の繰出金につきましては、超音波診療機の導入、それから看護師の確保対策、更に栄養管理システムの導入等に充当するというふうに聞いております。以上です。

○議長

よろしいですか。

○根橋（3番）

そうしますと、まず退職者の保険税の負担の実態ということで、そうしますと1つはですね退職者の数、国保に入っておられる数は何人ということはお聞きしませんけれども、今のお話ですと後期高齢者にまわるということで該当者の数も減っているのかどうかということと、もう1点、収入面では多くは年金だと思わすけれども、そういった形の中でもやっぱり所得といのは減少傾向っていうふうに捉えているのかどうかということについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○住民税務課長

基礎として把握する所得の減額についてはいろんな要因があろうかと思います。ちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりませんが、前年度に退職をされて一定の所得がある方が再就職をされていくとか、というようなことで一定の所得層にある方が抜けていくというような現象も一つございます。それから退職者医療の関係ではですね、一定の障がいを持っている方等は後期高齢者医療に移行はできます。そのことによって医療費の負担が軽減されるということで先ほど申し上げましたようにご本人にとっても有利な制度であるということでそちらへの移行を進めております。退職者医療の該当者全体の数字はちょっと持っておりませんが、全体としては増加傾向にございますけれども、予算を作成する段階の24年度中に作成をする段階と、それ以降25年度で後期高齢者医療への移行をお勧めをしてきた、その結果としての数字の少し乖離が生じたということをご理解いただければと思います。

○議 長

ほかにございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第7号、専決第7号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額からそれぞれ113万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ828万1,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。診療収入、第一診療所

川島診療所合わせまして国保分32万 3,000 円。後期高齢者医療分64万円。一部負担金28万 5,000 円をそれぞれ減額をし、他保分11万 8,000 円を増額いたしました。7 ページをご覧ください。雑入を 5,000 円減額いたしました。歳出につきましては8 ページをご覧ください。施設管理費、医師委託料56万 5,000 円を減額いたしました。医業費、需用費57万円を減額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第8号、専決第8号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出の総額にそれぞれ213万 1,000 円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億 3,238万 6,000 円とするものでございます。内容につきましては6 ページをご覧ください。歳入でございますが、特別徴収保険料を150万円減額し、普通徴収保険料を370万円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。督促手数料が4,000万円の減額でございます。8 ページをご覧ください。保険料還付金が6万 5,000 円の減額でございます。歳出、9 ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費の保険料納付金として290万 2,000 円の減額でございます。以上、提案理由を申し上げますのでご審議の上、原案ご承認いた

できますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。専決第9号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第9号、専決第9号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。第2条、予算第3条、収入のうち、医業外収益を100万円増額し、3億2,650万2,000円とし、支出のうち医業外費用を491万2,000円増額し、7,431万1,000円。特別損失を634万2,000円増額し、4,814万2,000円とし、第3条、予算第4条、収入のうち補助金を1,741万3,000円増額し、2,772万5,000円とし、支出のうち、建設改良費を1,200万円増額し、1億840万円とします。また、第4条、予算第9条に定めた取得する資産に超音波診断装置を追加いたしました。6ページをご覧ください。収益的収入のうち、国庫補助金を100万円増額いたしました。この国庫補助金は国保会計からの特別調整交付金のうち看護師確保対策分としての繰入金でございます。7ページをご覧ください。収益的支出のうち、控除対象外消費税額償却を22万5,000円、消費税雑支出を468万7,000円。その他特別損失を634万2,000円増額いたしました。控除対象外消費税額償却は平成24年度施工、病院建設工事費用の消費税額確定による増額分であります。雑支出は非課税収入相当にかかる消費税額確定による増額分であります。その他、特別損出は不納欠損処分分で3月議会でご承認いただきました債権放棄分でございます。8ページをご覧ください。資本

的収入のうち、国庫補助金を1,741万3,000円増額いたしました。このうち、国保特別調整交付金は栄養管理システム構築に伴う繰入金でございます。国保特別調整交付金、その他特別事業分は超音波診断装置購入に伴う繰入金でございます。9ページをご覧ください。資本的支出のうち、医療備品を1,200万円増額いたしました。超音波診断装置の購入分でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。専決第9号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第10号、専決第10号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ301万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,840万9,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でございますが、一般会計繰入金238万8,000円の減額でございます。7ページをお願いいたします。雑入、電話料でございますが、1万2,000円の減額であります。8ページのサービス収入は施設介護サービス費収入57万4,000円。自己負担金収入3万7,000円の減額でございます。次に9ページの歳出でございますが、一般管理費の給料から使用料及び賃借料まで事業費確定に伴います不用減額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認くださいますよう、よろしく願い申し

上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ46万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を6,749万6,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では新規加入者負担金の減額22万2,000円。7ページの告知システム使用料の減額。使用料全体で14万9,000円の減額。8ページの利子及び配当金につきましては基金利子の5万円の増額。9ページの告知システム基金からの繰入金は26万7,000円の減額。10ページの繰越金は8万円の増額。11ページの消費税還付金は4万円の増額です。歳出では12ページになりますが、一般管理費が24万円の減額となりますが利子分5万1,000円については基金に積立を行います。維持管理費は22万8,000円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成25年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。日程第14、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第12号、専決第12号、平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,431万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,829万1,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でございますが、介護保険料の第1号被保険者保険料を60万円の減額でございます。7ページをお願いいたします。国庫支出金のうち、国庫負担金の介護給付費負担金は625万4,000円の減額。国庫補助金は調整交付金を初めとし、合計で358万7,000円の減額でございます。8ページをお願いいたします。これは社会保険診療報酬支払基金から来る支払基金交付金でございます。介護給付費交付金が2,533万7,000円の減額。地域支援事業交付金が152万4,000円の減額でございます。続きまして、9ページの県支出金ですが、県負担金の介護給付費負担金が1,373万7,000円の減額。県補助金の地域支援事業交付金が121万8,000円の減額でございます。10ページをお願いいたします。繰入金のうち、一般会計からの繰入金ですが介護給付費繰入金1,065万1,000円を初めとし、合計で1,186万9,000円の減額です。基金繰入金は976万円の減額であります。11ページの諸収入でございますが、介護報酬は67万円の減額、第三者納付金は18万8,000円の増額等、合計で43万9,000円の減額でございます。12ページをお願いいたします。財産収入でございますが、利子及び配当金1万2,000円の増額でございます。次に13ページからの歳出でございますが、事業費確定に伴います不用減額が主なものでございます。

総務管理費で39万 1,000 円。徴収費で7万 5,000 円の減額。14ページの介護認定審査会費で48万 9,000 円の減額でございます。15ページをお願いいたします。保険給付費でございますが、サービス給付等諸費で8,100 万円の減額。審査支払手数料で5万円の増額。高額介護サービス費で300万円の減額。16ページの地域支援事業費でございますが、介護予防事業費は財源組替です。包括的支援事業2事業で200万円の減額でございます。17ページの基金積立金につきましては1,259万 2,000 円増額して積立を行いました。なお基金の平成25年度末残額は1億 905万 5,000 円となっております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

15ページのただ今サービス等の諸費で8,000万円余の減額ということなんですけれども、この間、施設の整備も進んでいる中で大きな減額になっているわけですが、この要因についてはどのように捉えておられますか。

○福祉専門課長

お答えいたします。予算を作成させていただき段階におきましては、認定者数の方々の介護度に合わせまして実績を踏まえほぼ100%近い給付率で予算を組ませていただいております。したがって決算書のベースでいきますと前年度よりは約1,900万円ほど給付費そのものは伸びておりますので、決算に際しましては前年度より費用はかかっております。なので、予算ベースと決算ベースと若干見積もりの段階での給付費が多めと言うか、給付が100%行える段階で予算を作らせていただいているという現状です。なので、施設整備が進んでいるが、というお話でしたが実際は費用は前年度よりかかっているという現状です。以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町税条例の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が平成26年3月31日に交付されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるものでございます。新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。第23条は国際課税について我が国の国内法の総合主義からOECDのモデル条約に沿って帰属主義への変更を行い、納税義務者の定義部分を定めたものでございます。第33条5項は住民税の所得割の課税標準を定義する部分、特定株式等譲渡所得金額の根拠を引用する地方税法第23条第1項第16号の号がずれて17号となったための改正でございます。2ページをご覧ください。第34条の4、法人税割りの税率为100分の12.3から9.7%に下げることとしたものでございます。2ページ及び3ページをご覧ください。第47条の2、第1項、第47条の5、第1項は年金所得にかかる仮特別徴収について基準を明確にし、個人住民税額の平準化を図るものでございます。4ページをご覧ください。第48条第2項法人町民税の申告納付についての規定中、地方法人税の創設に伴い外国税額控除の適用対象に地方法人税を加える等、所要の措置を講じたものでございます。48条第5項は外国法人に対する課税原則について恒久的施設を有する外国人法人にかかる、繰り戻し還付金の繰越控除について恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額と、恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することとし、外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について恒久的施設を有する外国人法税にかかる繰り戻し還付金の繰越控除について恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額を課税標準として課する法人税額から法人税の控除限度額を超える額を控除することとしたものでございます。5ページをご覧ください。第52条第1項は法人住民税にかかる納付期限の延長の場合の延滞金について関係法令の改正による所要の改正を行ったものでございます。5ページ、6ページの第57条、第59条は地方税法第348条第2項第10号の2、及び第10号の4が追加された

ことによる号番ずれの改正を行ったものでございます。6ページから8ページにかけての第82条は軽4輪等新車の税率引き上げを平成27年4月1日以降に新規取得される新車から適用することとしたものでございます。続いて附則でございます。8ページの附則第4条の2は納付期限の延長に係る延滞金の特例を定めたものでございます。8ページから15ページまでの附則第6条、第6条の2、第6条の3は居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益計算を定めたものでございます。15ページの附則第7条の4は寄付金税額控除における特例控除額の特例についての所要の改正を行ったものでございます。附則第8条第1項は肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例の適用期間を3年間延長することとしたものでございます。16ページ末尾から17ページの附則第10条の2についてですが、地方自治体の自主的な判断と執行の責任を拡大する目的で地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」が拡充され町の条例で特例割合を定める項目が追加されております。個別的に説明申し上げます。第10条の2第1項では地方税法附則第15条第2項第1号で規定されている水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液処理施設に関する特例で3分の1を参酌し、6分の1以上2分の1以下の範囲とされております。当町には該当がないことから3分の1とするものでございます。同条第2項では地方税法附則第15条第2項第2号で規定されている大気汚染防止法に規定する特定物質排出抑制施設に関する特例でございまして、当町で該当ございませんので同様に2分の1と規定したものでございます。同条第3項では法附則第15条第2項第3号で規定されている土壌汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設に関する特例でございまして同様に該当がございませんので、2分の1という規定にしてございます。第4号ではただ今の第1項から第3項が追加されたことによる項番ずれの改正でございます。第5項は第1項から第3項が追加されたことによる項番ずれと、法附則第15条第8項、第20項、第27項が削除されたことによる項番ずれでございます。第6項は法附則第15条第37項で規定されている水防法に規定する浸水防止用施設に関する特例で同様、該当がございませんので3分の2の規定といたしました。第7項では法附則第15条第38項に規定されているフロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定するノンフロン製品に関する特例でございしますが、同様当町では該当ございません。3分の2とするものでございます。附則第10条の3第9項は建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震改修促進のための支援策として大規模建築物等に対し耐震診断を受け耐震改修を行った建築物に対する固定資産税の減額を行うもので、その減額を受けるため

の申請内容を規定したものでございます。18ページの附則第16条はグリーン化を進める観点から最初の新規検査から13年間を経過した軽4輪車等に約20%の重課を導入したものでございます。19ページの附則第16条の3は上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に特定公社債等、外国国債、外国地方債等を含むものでございますが、この利子所得及び譲渡所得を加え、これらの所得価並びに上場株式等の配当所得、申告分離及び譲渡所得等との損益通算を認めることとしたものでございます。21ページをご覧ください。附則第17条の2は住宅ローン控除の期間延長による語句、年度の改正でございます。22ページから24ページの附則第19条は課税方式の違いや商品間における損益通算が制限され、複雑になっていたところ金融所得課税について見直しをしたものでございます。24ページの附則第19条には先ほどの附則第16条の3と同様の改正を行ったものでございます。25ページの附則第19条の3第2項は一定の要件を満たす非課税口座において口座を開設した日の属する年の1月1日から5年以内に生ずる上場株式等の配当及び譲渡益に対する所得税及び住民税を課さないという制度の詳説、いわゆるニーサに関する規定でございます。26ページでございます。附則第19条の4、27ページ第19条の4の2、27ページから31ページ第19条の5、31ページから33ページ第19条の6、34ページから35ページ第19条の8につきましては所要の、それから35ページから36ページの附則第19条の9第5項第3号では所得の計算において、これら特定公社債等の利子、所得及び譲渡所得等を加えることとしたものでございます。36ページの附則第19条の10は国債課税原則の見直しによる項目削除でございます。37ページの附則第21条についてでございます。公益社団法人、公益財団法人が設置する幼稚園、図書館、博物館、医療関係者の養成所、学術研究目的の研究施設について非課税適用を受けるための申告内容が税条例56条に規定されております。この附則第21条はこれらの法人に特定されている税条例56条を一般社団法人、一般財団法人にも適用するための読み替え規定でございます。附則第21条の2でございますが、地方税法附則第41条の7項目、第4項、第6項、第7項、第8項、第11項、第12項、第13項が削除されたことによる項番ずれの改正でございます。38ページ附則第22条、39ページ第22条の2、42ページ第23条はそれぞれ東日本震災関係の時限的特例の削除でございます。44ページ附則第24条は項番ずれの修正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

2ページの法人税割につきましては、今度2.6%の減額ということなんですけれどもこれは今度の一般の今年度の予算にこの分は、既に計算されているのか。そしてその前年度との対比ではこれによる減収ってというのはどのくらいになるのか、お答えいただきたいと思います。

○住民税務課長

今年度の予算案についてはこの部分を処置してございません。まだ、これによる影響についても精査してございません。申し訳ございません。なお、この税率の引き下げにつきましては消費税率の引き上げが今回行われたわけですが、この地域間の税源の偏在性を是正して財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人割の一部を国税化して地方交付税の原種とするものということになっておりますので、町税としての収入については、減収となりますが地方交付税の方でその分は措置されるものというふうに理解しておりますが、数値についてはこれから精査するところでございます。

○議長

ほかにございますか。

○堀内（9番）

17ページ、18ページ、これは新旧整合表の中でございます。この所に耐震基準の家屋っていう形の状況の規定が今回載っております。これは先ほど話がありましたように固定資産税の減額に関する内容であるという形の説明いただきました。それで参考までにちょっと私不勉強で申し訳ないんですが、この減額に対する規制は起債、どの部門、どの規定であってどのくらいの減額になるのかっていう形と、それとあと、ここに書いてあります内容で、最終的に多分これはそこの申請をしなければ減額対象にならないということだと思えますんで、その一番最後に書いてあります3箇月を経過してしまっただけの場合にはその理由書を添えれば良いということが書いてありますが、これは有効的にどう考えて良いのか。そんな形の内容をちょっとコメントいただければ、ありがたいと思いますが。

○住民税務課長

耐震補強についてでございますが、解説をそのまま棒読みをするような形になって大

変恐縮でございますが、該当する建築物には不特定多数のものが利用する大規模な建築物で病院、店舗、旅館、老人ホームなど5,000平米以上の建築物。町の耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物。県の耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる構築物が対象となっております。減額は平成26年4月1日から29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合に改修工事費の2.5%を限度として固定資産税額を2分の1に2年間減額するものでございます。住宅の耐震改修減額は平成18年度から措置が講じられており、昭和57年以前に建築された住宅については床面積120平米までの部分が2年間2分の1と減額となっているところでございます。これによる金額等については、まだ対象物件がどのくらいあるかも把握してございませんので、試算をしてございません。手続きについても今後こちらの方で精査した上で周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○堀内（9番）

住民の家屋も対象になりますよね。ということになると、やっぱりこのへんを徹底するってことが非常に大事なことだと思いますんで、どうかこの制度をですね十二分に活用できるような形の運用を図っていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長

ほかにございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第16、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年度税制改革により地方

税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正したいので議会の承認を求めるものでございます。附則第2条、及び第12条の改正でございますが、いわゆる「わがまち特例」に係る部分、地方税法附則第15条、第8項、第20項、第27項が削除されたことによる項番のずれを改正したものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて。専決第15号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第15号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容でございます。第1条では国民健康保険税算出の基礎となる所得の把握について特定公社債等の利子所得及び譲渡所得が加えられたことに伴う所要の改正でございます。第2条では課税限度額を次のとおり引き上げるものでございます。1として後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に。2として介護給付金課税額に係る課税限度額が現行12万円が14万円に引き上げられます。続いて低所得者の軽減措置について次のとおり改正するものでございます。1として5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めるこ

ととしたものでございます。2として5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行35万円を45万円に引き上げるものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号、専決処分の承認を求めることについて。専決第15号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 40分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第18、議案第16号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第16号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。この改正は老朽化した施設の解体により現況にあったものにするため、条例の一部を改正するものであります。条例第3条中8号を削り9号を8号に、10号を9号に、11号を10号に改めるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。日程第19、議案第17号、辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第17号、辰野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日公布、施行されたことに伴い団員の処遇の改善のため活動の実態に応じた適切な報酬、手当での支給について国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられたところであります。この趣旨を踏まえ退職報奨金について引き上げを行うものであります。消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報奨金の支払額が増額されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。2ページをご覧ください。団長、副団長、分団長については2年以上4年未満の勤続者は2万5,000円の増額。4年以上勤続者については各年5万円の増額。副分団長、部長、班長については5年以上の勤続者について各年5万円の増額。団員については5年勤続者は5万6,000円、6年勤続者は5万4,000円、7年勤続者は5万2,000円、8年以上勤続者については各年5万円の増額を行うものであります。施行年月日は条例の公布の日からとし、経過措置として平成26年4月1日から適用するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号、辰野町非常勤消防団員に係る退

職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。日程第20、議案第18号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第18号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する法律が施行されたことに伴い条例の一部を改正するものです。第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものであります。適用法律の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項の繰上げに伴うものであります。施行日は公布の日から施行するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。日程第21、議案第19号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成26年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、観光地トイレ整備推進事業、公共施設総合管理計

画作成に伴う固定資産台帳整備等委託料、万五郎介護予防センター改修工事の増額などの補正予算であります。この補正総額は6,230万円の追加であり予算総額は84億5,230万円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、分担金及び負担金、県支出金、寄付金、繰越金、諸収入、町債の増額、国庫支出金の減額であります。歳出につきましては、総務費では、公共施設総合管理計画作成に伴う固定資産台帳整備等委託料の増額であります。民生費では、万五郎介護予防センター改修工事の増額であります。農林水産業費では、土地改良工事の増額であります。商工費では、観光地トイレ整備推進事業による昆虫館トイレ改築工事の増額であります。土木費では、除雪機の購入の増額であります。消防費では、上伊那消防広域化に伴う、伊那消防組合本部負担金の増額であります。教育費では、西小学校小体育館の工事に伴うボーリング調査の増額であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第22、議案第20号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第20号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。資本的収入及び支出の補正です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億8,733万1,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填し、支出は第1款資本的支出1,186万7,000円追加し、2億717万1,000円としました。内訳は建設改良費で1,186万7,000円を追加するものです。3ページをご覧ください。支出について井出の清水配水池更新事業費の委託料を380万円増額するものです。井出の清水配水池耐震化に向け事前に一帯の耐水層及び地質調査を十分に行い検討し、将来に水量水質に影響がなく耐震化事業が実施できるよう影響調査委託料を増額するものです。同じく有形固定資産購入費の機械及び装置購入費を797万9,000円追加し、工具、器具及び備品購入費を8万8,000円追加するものです。機械及び装置購入は本年5月8日発生 of 雷被害により第7水源地下水の油汚染状況を監視している装置の情報出力が低下し、また設置から10年以上経過し、修理部品もないため監視装置を更新するためです。また、水道メーターのハンディ検針システムも10年が経過し、経年劣化

により機能低下が見られるため正確な検針業務のため17台のハンディ検針器を購入するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。日程第23、議案第21号、平成26から27年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第21号、平成26から27年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定について提案理由を申し上げます。平成26から27年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託につきましては平成26年、5月13日随意契約に付した結果、協定の相手方が決定しましたので建設工事委託に関する協定を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。協定の目的は辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事。協定の方法は随意契約。協定金額は6,200万円。協定の相手方は東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団でございます。以上、提案理由を申し上げました。内容につきましては水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長

委託内容についてご説明いたします。辰野水処理センターの長寿命化計画に基づき、平成3年から5年にかけて建設したオキシデーション・ディッチ1号、2号関係の機械

装置、計測設備、制御装置を一部、あるいは全部改築する機械、電気設備工事です。委託する日本下水道事業団において本工事設計、設計積算、発注関係、工事管理監督、竣工検査等を一括して実施します。なお、国庫補助率は55%です。以上が委託内容です。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号、平成26から27年度辰野町公共下水道辰野水処理センターの建設工事委託に関する協定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。日程第24、議案第22号、両小野国保病院組合同規約の一部変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第22号、両小野国保病院組合同規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。辰野町と塩尻市で構成する両小野国保病院組合の規約改正につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により塩尻市辰野町の両市町長の協議を経て長野県知事の許可を得ることと定められおり、この協議には地方自治法第290条の規定により両市町長の議会の議決が必要とされていることから今回議会の議決を求めるものであります。内容についてご説明申し上げます。両小野国保診療所につきましては新診療所整備基本計画を策定し、これに基づいて診療所の移転新築を進めることとし併せて介護保険事業を一体的に運営することができる公的医療機関と協力して事業を推進することとしました。このため第3条の両小野国保病院組合が共同処理する事務について第2号として組合が定める医療、介護等に関する計画に基づく事務を追加することとしたものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号、両小野国保病院組合規約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決することに決しました。日程第25、議案第23号、辰野町道路線の認定について。日程第26、議案第24号、辰野町道路線の変更について、以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設課長

議案第23号、辰野町道路線の認定について。議案第24号、辰野町道路線の変更について。提案理由を申し上げます。まず、議案第23号、辰野町道路線の認定について説明申し上げます。表をご覧ください。1路線の認定をお願いをするものです。裏面の整理番号1をご覧ください。場所は大字伊那富宮木林の下地籍で民間建設会社が8区画の宅地造成を行い、その道路を認定するものです。続きまして議案第24号、辰野町道路線の変更について説明申し上げます。表をご覧ください。2路線の変更をお願いするものです。裏面からの整理番号1、2は大字伊那富北大出日向地籍の富士山グランド横で大規模太陽光発電所建設の事業地を確認したところ現状道路は不存在であることを確認しましたので、建設地に関わる町道を廃止し、適正な町道管理に努めるものです。なお、建設に関わる地権者及び地元区より承諾書の提出をいただいております。整理番号1は町道8号線、農面道路西から西山に向かい交差点前を廃止する変更です。整理番号2は町道8号線、農面道路東から町道8号線農面道路を交差し、西山に向かう道路の町道8号線農面道路東から西山に向かい、終点までを廃止する変更です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。初めに議案第23号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決することに決しました。続いて議案第24号、辰野町道路線の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決することに決しました。日程第27、議案第25号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第25号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由を申し上げます。固定資産評価審査委員会は地方税法の定めるところにより、任期は3年で各市町村に3名置くこととされております。今回平成23年6月12日から同委員を務めていただいております小澤重八委員の任期が6月11日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案申し上げるものでございます。小澤さんは人格、識見とも整った方でございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(議場 異議なしの声)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第25号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり同意されました。日程第28 地方自治法第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項、地方自治法第243条の3第2項の規定及び、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第1号、平成25年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第2号、平成25年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書。報告第3号、平成25年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成26年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。報告第4号、専決処分の報告について。以上、4件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

平成25年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。計算書の上から2行目、総務管理費防災情報ステーション等整備事業、3行目、社会福祉費施設、施設整備開設準備経費助成特別対策事業、4行目、社会福祉費、中央高畑いきいき交流センター整備事業、5行目、社会福祉費、あさひ世代間交流施設整備事業、7行目、農業費、被災農業者経営体育成支援事業の5事業については事業費の全部を。この5事業以外の8事業につきましては事業費の一部を平成26年度へ繰越手続きを行い繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、または適正工事期間の関係等により年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で4億8,421万6,000円です。以上、報告いたします。

○病院事務長

報告第2号、平成25年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により次のとおり報告いたします。この報告は資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費のうち、超音波診断装置の繰越についてであります。予算計上額1億840万円。平成25年度の支払義務発生額9,577万3,806円。翌年度繰越額1,200万円。左の財源内訳であります。国庫補助、こちらが1,000万円。過年度分損益勘定留保資金200万円。不用額62万6,194円となります。こちらにつきましては年度末事業の決定により繰越となります。以上、報告いたします。

○まちづくり政策課長

報告第3号、平成25年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成26年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告いたします。初めに平成25年度辰野町土地開発公社

事業報告書でございます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成25年度の事業は経営の健全化を目的に新町後山地区1,170平米を処分し、造成用地地区では上辰野桜町地区2号区画376.48平米の土地売買契約書を締結いたしました。理事会につきましては2回の理事会におきまして全議案承認及び可決いただきました。次に平成25年度辰野町土地開発公社事業会計決算書をご覧ください。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では事業収益で4,816万6,262円。事業外収益で600万1,409円。合計5,416万7,671円となり、支出では事業原価で4,100万円。販売費及び一般管理費が32万8,010円。事業外費用1,051万217円。合計5,183万8,227円。純利益は232万9,444円であります。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は8億6,230万円で、資本的支出は9億311万8,850円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,081万8,850円につきましては損益勘定留保資金で補填いたしました。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は現金、預金1,092万7,270円。未収金122万7,000円。完成土地等9億3,587万7,052円。資産合計9億4,803万1,322円。負債は短期借入金10億4,500万円。前受金90万4,600円で負債合計が10億4,590万4,600円であります。差引純資産として9,787万3,278円の赤字でございます。5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で流動資産合計は9億4,803万1,322円で、資産の部合計も同額であります。負債の部で短期借入金10億4,500万円。前受金90万4,600円で流動負債合計が10億4,590万4,600円。負債の部合計も同額です。資本の部では基本財産300万円。欠損金につきましては前期繰越欠損10億320万2,722円。当期純利益232万9,440円を計上し、資本の部合計は9,787万3,278円の欠損で、負債資本の部合計では9億4,803万1,322円となりました。6ページ以降は資料として添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。続きまして平成26年度の辰野町土地開発公社事業計画書をご覧ください。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして公有地の処分事業はありませんが貸付事業として4地区を計画執行していきます。土地造成事業では処分事業として3地区、2,072平米の分譲を予定し継続事業と合わせて15地区の分譲及び造成計画を実施していきます。また、平成25年度より推進中の辰野町土地開発公社経営健全化計画を引き続き実施していきたいと思っております。次に平成26年度辰野町土地開発公社事業会計予算書の方をご覧ください。1ページをご覧ください。業務の予定につきましては土地処分事業で完成土地2,072平米、収益的収入及び支出はともに

9,489万5,000円でございます。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額が1,200万円となりまして留保資金で補填するものであります。資本的収入は借入金で7億4,000万円で資本的支出は7億5,200万円でございます。3ページ以降は実施計画を添付させていただきましたのでご覧いただければと思います。以上、辰野町土地開発公社平成25年度決算及び平成26年度事業計画について報告させていただきます。

○総務課長

報告第4号、専決処分の報告について報告させていただきます。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をしたので報告いたします。1点目は自家用車の財物事故であります。事故発生は平成26年3月19日、町道1239号線走行中、路面に開いた穴の浮石状態のアスファルトの塊が跳ね上がり左横のサイドスポイラーに当たり破損したものであります。全国町村会総合賠償保険金にて示談となり、賠償金額は4万4,388円を支払ったものです。専決日は4月30日です。2件目は3月25日発生の倒木による財物事故です。町道147号線をトラックで走行中、道路敷のアカシアの木が突然倒れ、アカシアの枝が荷台に積んでいたバックホウに当たりバックホウのガラス及び天井ガラスを破損したものでございます。全国町村会総合賠償保険金にて示談となり、賠償金額は18万4,075円を支払ったものです。専決日は5月1日であります。以上、報告させていただきます。

○議 長

只今4件について報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑、なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第29、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情についてはあらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いただきます。

○議会事務局長

(事務局長 分書表朗読)

○議 長

以上、請願・陳情5件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託とすることに

いたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 散会の時期

6月3日 12時 34分 散会